

債務保証契約モデルスケジュール及び業務処理

項番	処理内容	予定(例)
1	被債務保証者の処理 債務保証委託仮申込書を作成し、食流機構に提出する。	平成28年 4月1日
2	食流機構の処理 被債務保証者から提出された債務保証委託仮申込書に基づき、債務保証の諾否の審査を行い、債務保証の諾否通知を被債務保証者に発行する。	平成28年 4月10日
3	被債務保証者の処理 債務保証委託書を作成し、定款、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、直近3カ年の決算書、確定申告書とともに、金融機関に送付する。	平成28年 4月17日 まで
4	金融機関の処理 被債務保証者から債務保証委託書、定款、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、決算書、確定申告書を受領。債務保証委託書に受付番号を記入するとともに、債務保証申込書を作成し、被債務保証者からの債務保証委託書、定款、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、決算書、確定申告書とともに食流機構へ提出する。 担保設定に伴う契約書等の作成、設定方法及び登記手続きの準備	平成28年 4月20日 まで
5	金融機関－被債務保証者の処理 借入金利(年何%か)、償還条件を決定(これが決まらなると債務保証承諾書、債務保証書の作成が不可となります) 金融機関－食流機構の処理 約定書、約定書に関する覚書を締結する。	平成28年 4月20日 まで
6	食流機構の処理 ①被債務保証者宛「債務保証承諾書」の発行(食流機構→被債務保証者) ②金融機関宛「債務保証書」の発行(食流機構→金融機関) ③「被債務保証会社に係る債務保証に関する覚書」の締結(金融機関－食流機構) ④「債務保証委託契約書」の締結(被債務保証者－食流機構) ⑤「債務保証委託契約書に関する覚書」の締結(被債務保証者－食流機構)	平成28年 4月25日 まで
7	食流機構の処理 ①債務保証料率を決定 ②「債務保証料の通知」を発行(食流機構→金融機関、被債務保証者)	平成28年 4月25日 まで
8	①貸付実行(金融機関→被債務保証者) ②債務保証料の支払い(被債務保証者→金融機関→食流機構) ③抵当権等の設定登記手続き(金融機関→食流機構)	平成28年 4月30日
9	金融機関の処理 「貸付実行報告書」の発行(金融機関→食流機構)	平成28年 5月10日 まで
10	金融機関の処理 「資金使途確認報告書」の発行(金融機関→食流機構)	平成28年 6月10日 頃まで